

【中国】郵政法改正－普遍サービスの導入

海外立法情報調査室・富窪 高志

* 1987年1月1日から施行されていた郵政法について、2009年4月24日の第11期全国人民代表大会常務委員会第8回会議で大幅な改正が行われ(同日公布)、10月1日から施行された。改正法においては、普遍(ユニバーサル)サービス、快速配達業務に対する経営許可制度の導入等が謳われている。

改正法の構成

改正法は、第1章：総則、第2章：郵政施設、第3章：郵政サービス、第4章：郵政料金、第5章：損失補償、第6章：加速配達業務、第7章：監督及び検査、第8章：法的責任及び第9章：附則の全87か条からなる。改正前の全44か条と比べると、内容的には新規立法とも言える。

以下、改正法の概要について、普遍サービスについて規定する第3章の郵政サービス及び第6章の快速配達業務を中心に紹介する。

普遍サービス

国が規定する業務範囲、サービス及び料金基準に従って、国内のすべての利用者を対象に持続的に提供するサービスを普遍サービスと定義し、郵政企業(中国郵政集团公司並びに同公司の全額出資又は支配企業)により提供されるものとする(第3条)。郵政企業の業務範囲は、郵便業務(手紙、小包、新聞及び雑誌等印刷物の集配)、郵政為替及び貯蓄、切手発行及び郵便物の製作及び販売、その他とされ(第14条)、封書・葉書、1件の重量が5kg以下の印刷物、同じく10kg以下の小包の集配及び郵便為替については普遍サービスを提供しなければならない(第15条)。国家郵政局の馬軍勝局長は、郵政部門は辺境地域において持続的に公共サービスを提供する数少ない部門であり、普遍サービスは一般庶民が享受できる最も基本的な通信権であると述べている。国は普遍サービスを保障するために、普遍サービスを提供する郵政企業に補助金を支給する(第16条)。また郵政企業に対しては、普遍サービス提供業務とその他の競争性業務を切り離した形で経営することが要求される(第18条)。

郵政企業の営業日数と配達回数については、都市部ではそれぞれ6日と1日最低1回、郷及び鎮政府所在地の営業日数は5日を下回らないこと、配達回数は1週間最低5回とされた。辺境地域、政府所在地以外の郷及び鎮の営業日数と配達回数については、別途規定される(第19条)。

なお、国の安全又は刑事犯罪の捜査の必要上、公安機関、国家安全機関等は関係郵便物を検査し差し押えること、郵政企業に対して利用者のサービス利用情報を提供するように求めることができる(第36条)。

快速配達業務

快速配達業務に従事する者は、快速配達業務経営許可証を取得しなければならない。経営範囲によって要求される登録資本が規定され、①省、直轄市及び自治区内に限定されるものは50万元、②省、直轄市及び自治区を超えるものは100万元、③国際快速配達業務を申請するものは200万元、を下回ってはならない。申請は①の場合は当該地の、②と③については国务院の郵政管理機構・部門に行う。各郵政機構は申請受理後45日以内に審査を行い、承認又は不承認を決定する。承認を受けた申請者は、許可証により工商行政管理部門に登録後、快速配達業務に従事することができる（第51～53条）。郵政法施行と同時に「快速配達業務経営許可管理弁法」も施行され、経営許可証の有効期間は5年とされた。今回規定された登録資本以下で快速配達業務に従事していた企業は、国务院の郵政管理部門（国家郵政局）が定める期間内に基準を満たさなければ快速配達業務から撤退しなければならない（第85条）。

なお、外国資本は中国国内における郵便物の快速配達業務に従事することはできない（第51条第2項）。これについて先の馬局長は、2001年のWTO加盟時に快速配達業務の対外開放について「現在、中国の郵政部門が法に従って独占経営しているサービスは除外する」とした公約に合致するものであるとし、改正郵政法の施行によって外国資本企業にとって新たな障壁が生ずることはないと述べている。

国务院が規定する範囲内の封書・葉書及び国家機関の公文書の集配業務は郵政企業のみが行うもの（専營業務）とされ、郵政企業以外の快速配達企業は行ってはならない（第55条）。これに関連して、郵政法公布直後に公表された「郵政企業の専營業務の範囲に関する規定（草案）」では、1通の重量が100g以内（国が規定する人口100万以上の特大都市内でやり取りされるものは50g以内）の封書・葉書の快速配達業務については郵政企業のみが行うとされていたが、同重量範囲内のビジネス文書の多くを取り扱ってきた郵政企業以外の快速配達企業の反対が強く、草案は現在でも棚上げ状態となっている。

集合住宅における郵便ボックスの設置

中国の集合住宅で郵便ボックスが設置されているのは、2008年末現在でわずか39%と言われる。すでに設置された施設の中には補修が必要なものも多く、郵便配達に大きな支障をきたしている。こうした実態を踏まえ、集合住宅を建設する際に郵便ボックスを設置しなかった建設業者に対して、郵政管理部門は期限を定めて改善措置を命じ、改善措置が取られない場合には郵政管理部門は他の業者を指定して設置し、その費用は集合住宅の建設業者が負担することが規定された（第10条第2項）。

参考文献(インターネット情報は2009年10月17日現在である。)

・「郵政法」全文は中央政府ポータル<http://www.gov.cn/flfg/2009-04/24/content_1295123.htm>を参照。